

お 知 ら せ

平成23年10月28日
独立行政法人造幣局

宝飾品に偽の検定マークが施されたことの刑事告発について

10月20日に「偽の検定マークが施された宝飾品について」によりお知らせしました、宝飾品に偽の検定マークが施されたことは、公記号偽造及び不正使用等の罪（刑法第166条第1項及び第2項）に該当すると考えられるため、本日、大阪・天満警察署に告発いたしましたので、お知らせいたします。

（参考）

刑法（明治40年法律第45号）
（公記号偽造及び不正使用等）

第166条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、3年以下の懲役に処する。

2 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号を使用した者も、前項と同様とする。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

（注）本件は、大阪国税記者クラブ（大阪府）、財務省記者クラブ（東京都）、県政記者クラブ（広島県）、経済記者クラブ（広島県）でお知らせしています。

| | |
|---------|--------------|
| 連絡・問合せ先 | 造幣局 |
| | 総務課広報室 |
| 電話（直通） | 06-6351-5105 |